

# 鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年一月十八日  
金曜日  
第二千二百七十八号

### 主要目次

◆告示 南谷村讚岐井手土地改良区設立の認可申請に  
対する審査の結果  
種畜証明書の書換交付  
種畜証明書の再交付  
種畜証明書の書換交付  
種畜の廃用  
浦富町長候補者の資格確認申請期日指定

### 告示

#### ◆鳥取県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第  
一項の規定に基き、東伯郡南谷村大字安歩岸本隆義外十  
五名の者より、南谷村讚岐井手土地改良区設立の認可の  
申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につ

き、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適當と決定し  
た。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（  
昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六條の規定によ  
り、次の通り公告する。

昭和二十七年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覽に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書及び定款の写

二、縦覽の期間

昭和二十七年一月十九日から同年二月七日まで

三、縦覽の場所

東伯郡南谷村役場

四、異議の申立

利害關係人において公告に係る決定に対して異議があ

00715

るときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

◇鳥取縣告示第十八号  
次の種畜につき種畜証明書を書換交付した。  
昭和二十七年一月十八日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜証明書番号	種類	名前	申請者住所氏名	旧飼養者住所氏名
昭二六鳥地一〇	黒毛和種	森高	東伯郡長瀬村 入江爲太郎	東伯郡浦安町 森下 金藏
〃 一四	〃	初田	〃 旭村 川北 庄一	〃 旭村 広田 安造
〃 一六	〃	牧	〃 灘手村 松井 秋光	〃 東郷松崎町 三田 重春
〃 一七	〃	錦	〃 東郷松崎町 山根 伸壽	〃 〃 山根 芳藏

◇鳥取縣告示第十九号

次の種畜につき種畜証明書を再交付した。

昭和二十七年一月十八日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜証明書番号	種類	名前	申請者住所氏名
昭二五鳥地二九	黒毛和種	森岡	日野郡日光村 益田義晃

00716

◇鳥取縣告示第二十号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十七年一月十八日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜証明書番号	種類	名前	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭二六鳥取三五号	黒毛和種	宝來	東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場	東伯郡舍人村 舍人村農業協同組合

◇鳥取縣告示第二十一号

次の種畜は廃用された。

昭和二十七年一月十八日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

記種畜証明書番号	名前	種類	飼養者住所氏名
昭二四鳥取第一六〇号	第三高政	黒毛和種	岩美郡本庄村 松村長吉
〃 八四号	治	〃	東伯郡舍人村 本庄嘉藏

◇鳥取縣告示第二十二号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條第一項の規定により岩美郡浦富町長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十七年一月十八日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治  
記  
昭二十七年一月二十二日から  
昭和二十七年一月二十六日まで